

## 取り組んでみませんか 牛を使った農地管理

西部管内には採草・放牧地は多いのですが、身近な遊休農地、耕作放棄地や藪化した里山などを活用した放牧をしませんか。

牛の放牧は、集落にとって荒廃地の解消、獣害の軽減(隠れ場所の除去)や景観の維持などの効果があります。また、畜産農家には飼料コストの低減、飼養管理の省力(給餌、糞尿処理)や規模拡大(牛舎スペースに余裕)などのメリットがあります。

事例の紹介をした(農)須摩谷農場、(農)天の川生産組合の他、県内でも組織的な取組として実践している集落が各地にあります。集落内外のプロの牛飼いさんとの連携を考えてみてはいかがでしょうか。

簡易な電牧柵と給水施設の設置の他、日陰、ダニ予防など考慮することがありますが、放牧は、集落全体の農地の管理と有効活用を考える上で、また鳥獣害対策の視点からも、有効な方法の一つです。

放牧地を持たない(または遠い)プロの繁殖牛農家の皆さん、集落の農地管理に一役買ってみませんか。

集落のリーダーさん、取り組んでみませんか。

## 水稻を植えて、転作しましょう！ ～新規需要米の取り組み～

近年、国際的に穀物需要が逼迫し、国産穀物の安定供給がより強く求められ、食料自給力・自給率の向上が必要になっています。このため、今年度から国は水田のフル活用を推進するために、これまでの水稲での生産調整が耕畜連携による飼料用米(青刈り、WCS)や加工米に限られていたものから、新たに新規需要米も転作の対象として作付けを支援しています。新規需要米とは、主食用米や加工米とは異なる用途で活用される米のことで、具体的には飼料用や米粉用(米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)です。

西部管内では、2地区で新規需要米の取組が行われています。(飼料用については、他に2農家の取組有り)

### ●日田市小野地区 実施者：(農)小野谷

用途：米粉用(学校給食米粉パン用) 品種：ヒノヒカリ 面積：約3ha

また、パン加工適正試験のための多収米品種(タカナリ・ミズホチカラ(醸203号))の作付も行っています。

### ●日田市高瀬東部地区 実施者：高瀬東部地区営農組合

用途：飼料用(養鶏飼料) 品種：クサホナミ 面積：1.7ha

- ・米粉や飼料用米は一般的に主食用米の1～4割程度の価格で取引されます。
- ・生産者が収益を確保するには、低コスト化への努力が必要です。上記2地区では、低コスト化技術として、温湯種子消毒・粗植栽培(50株/坪)等に取り組んでいます。

・作付けには、交付金の助成があります。

◇水田等有効活用促進交付金：転作の拡大、不作付地への作付拡大に対して助成  
米粉・飼料用米→55,000円/10a助成

新規需要米については実需者との契約等が必要です。来年以降取り組んでみたいという方は、市・町・水田協議会・西部振興局へお問い合わせください。

作成・発行 大分県西部振興局農山村振興部

監修 大分県集落営農推進西部支部

TEL：0973-22-2585 FAX：0973-23-2219

# 集落営農かわら版

平成21年10月15日 VOL.11

大分県西部振興局農山村振興部

大分県集落営農推進西部支部

## 集落営農の優良事例を紹介します

中山間地域を多く抱える当西部管内は、農業従事者の高齢化・担い手不足や、機械の過剰投資、耕作放棄地対策など多くの課題があります。これらに対応できる集落機能向上の一つの方法として、集落営農の組織化や法人化などが必要となっています。

今年度実施した研修会の講演の中から、営農組織設立の取組事例を紹介しますので、皆さんの集落でこれからの営農を考える際の参考にしてください。

～県外の事例～

### ●(農)うづつき 広島県山県郡北広島町土橋(旧芸北町)

島根県境の山間地(標高650m)にある5つの谷から成る農家24戸、水田26haのかつては限界的集落での取組事例です。

昭和59年から圃場整備をしたものの、圃場は平均13aの小区画。“農地の荒廃は集落の崩壊につながる。今後の農業を真剣に考えよう。”と、集落全体に呼びかけて、先進地の視察を始めとし、80回に及ぶ話し合いを重ねた結果、平成17年12月に、15戸が参加した農事組合法人を設立しました。

経営の特徴として、標高差を利用した作期拡大により水稲の一貫経営(生産～販売)を行っています。現在、他集落の農地も含めて33haの農地を利用権設定し、年間労力の平準化や米価下落など経営リスクの分散のため、高標高を生かしたキャベツを中心に園芸品目にも取り組んでいます。

法人が就業や研修の受け皿になることで、若い世代の帰農が出始め、現在、法人の中心な従事者は、20代4名、30代2名、50代2名、70代1名と若い構成となっています。

中山間地域では新規就農者が自力で経営を軌道に乗せることは至難の技です。若者を法人が長期的に支援し育成することで後継者が育ち、また、法人の経営も新しい発想の中で発展していくと考えています。

### ●(農)二島東 山口県山口市秋穂二島

山口市南部の温暖な平坦地にある3集落、農家98戸、耕地面積81haの地域での取組事例です。平成4年に任意の営農組合を設立し、1haの大区画圃場整備を実施。機械の個人導入をしないことを申し合わせ、平成12年からブロックローテーションを開始。共同機械の導入で麦作の拡大、主要品目の米麦に加え、キャベツ栽培の取組を開始しました。

営農組合で、米麦の収益や生産調整補助金の共同計算をしていましたが、事務作業の効率化と永続的な運営のため農地集積を目的として、平成14年5月に殆どの農家(92戸)が参加した集落営農型の法人へ移行しました。オペレーター6名、補助作業員16名の作業班がありますが、“自分の農地は自分で守る。余剰労力を野菜生産へ。”の下に、管理作業をやる者は自分でしています。

現在、65haの農地を集積し、水稲34ha、小麦37ha、野菜(キャベツ、タマネギ)3haを生産しています。

●(農)須摩谷農場 島根県邑智郡邑南町矢上(旧石見町)

戸数30戸、水田17ha、高齢化率30%を超える山間地の集落。水田に加えて周辺の里山を活用した複合営農に取り組む事例です。

中山間地域等直接支払い制度の開始当初から“牛の舌を借りて農地を守る”の考えで、和牛周年放牧を視察し、各種事業の活用により、管理が困難な里山に放牧施設を整備。水田には転作作物として青刈り稲の試作を開始。平成15年からは、和牛3頭を購入して本格的な周年放牧を開始しています。

また、放任されていた柚子の木に着目し、事業により加工設備を整え、「ゆず酢」の生産を開始。現在では、遊休農地に苗木を植え付けるまでになっています。平成16年には事業により堆肥舎、機械を整備し、柚子の搾汁かすと畜産農家の糞尿で「ゆず堆肥」づくりを始め、循環型農業を推進しています。

これらの取組を集落全員での共同作業による集落営農へのステップとし、法人での営農組織設立を目指して、視察、勉強会を経て、平成17年2月に、29戸で農事組合法人を設立しました。

現在は、水稲10haとゆず加工、里山放牧は水田・畑・里山を含む8牧区で9頭の繁殖牛で実施しています。

～県内の事例～

●(農)天の川生産組合 大分県豊後大野市三重町中小坂

標高120mの水田と畑地が混在する農業地帯。地区内水田10ha、畑20ha。昭和46年の圃場整備のため、水田は10a以下の区画が多い中、昭和55年から転作田での共同作業、57年に共同機械の導入で水稲の低コスト栽培の取組を開始しました。

平成12年からの中山間地域等直接支払い制度では、全額を農道整備に当て、13年に「中小坂農業生産組合」を設立しました。

コンバインを購入し作業受託と水田放牧による生産調整水田の省力管理の取組を始めましたが、高齢化の進行と遊休農地の拡大が予想され、オペレーターの奉仕意識に頼った農地の維持管理中心のやり方では組合の発展は望めず、水田10haでは経営も成り立たないと考え、平成16年7月に、22名で農事組合法人を設立しました。

畑地の有効活用のため、ピーマン・白ネギ栽培を導入し、常時雇用5名で管理の徹底を図っています。水田では水稲・飼料作物を作付けている他、平成18年に4頭の繁殖牛を導入して、谷部の水田で放牧を行っています。現在、作業受託や乾燥調製を行い、農地の受け皿として、また、雇用や就農学習の場としての機能を果たす組織になっています。

(以上、9月1日に行われた「集落営農担い手サミット」から)

●(農)阿志野郷 大分県豊後大野市朝地町綿田

標高350mの高齢化率50%を超える山間地の条件不利地。昭和59年に農地利用組合を結成し、集落の水田19ha(1,000枚の小さな区画)を平成元年から圃場を整備。しかし今でも10a程度の小区画という悪条件下での集落営農法人です。

中山間地域等直接支払い制度で共同防除の実施や電気牧柵を設置。中山間の二期対策では法人化加算を申請し、不耕作者発生に備えた受け皿組織の設立を目指すべく話し合いを重ね、平成19年1月に農事組合法人を設立。参加農家23戸。オペレーター14名。13ha(130枚)の利用権設定をしています。

男性全員がオペレーターにして役員ですが、殆どが兼業農家のため土日作業を中心に、“我が家の後継者は法人”を合い言葉に、稲作を主体とした共同経営型(一集落一法人)の営農に取り組んでいます。

個人の乾燥機を買い取り、ライスセンターを設置。コンバインは借り上げ。その他の機械も借り上げ方式。将来的にも機械の導入はリース事業などの活用を考えています。

経営は、水稲7haを全て特別栽培米として直販。その他、直播による飼料米1.6ha、飼料作物の作付け、ニンニクなど園芸作物の導入にも取り組み、更に各種の補助(交付金)事業を積極的に活用して経営安定に努めています。(8月24日に行われた「玖珠九重集落営農組織連絡協議会の研修」から)

獣害対策を考えてみましょう

～まずは相談してください 獣害対策～

獣害対策は害獣の種類や被害状況、地形、設置後の見回り点検に当てる手間など、集落の事情によってとるべき対策は異なります。一番大事なことは集落みんなで取り組むことです。また、補助事業によっては設置の一年以上前に要望する必要があるものや、計画に数年を要するものまであります。獣害がひどくなってから取りかかるのでは遅すぎます。まずは集落で話し合っ、早めに対策をスタートさせましょう。

県では獣害対策専門員が2名いる他、鳥獣害対策アドバイザーも多数養成しています。

“どんな補助事業を使ってどんな柵を張ればいいのか”など、市町村、農協、西部振興局の獣害対策の担当までぜひ相談をお寄せください。

～近年最多 わな免許取得者～

鳥獣害対策は、農地の防護柵設置と併せて捕獲すると効果的ですが、捕獲のための「わな」を仕掛けるには、自分の農地内であっても、狩猟免許を取得し、狩猟登録を行うことが必要です。

毎年8月上旬に西部振興局で、9月と10月にも大分市で狩猟免許の試験が行われています。今年度は西部管内でも既に50名以上の方が、主に農地を守ることを目的として、「わな猟」の免許を取得しました。

お知らせ 「鳥獣害対策シンポジウム」 来年2月、日田市で開催予定

西部管内の農林家を対象にした、鳥獣害対策の専門家の講演があります。カラスなどの鳥類やタヌキ、アナグマ、アライグマなどの獣類の被害対策の先生をお招きする予定です。この機会に鳥獣害で困っていることを投げかけてみてはいかがでしょうか？

～アライグマが侵入？ 被害拡大を防ごう！～

外来生物であるアライグマが既に西部地区に侵入し、生息域を拡大している可能性があります。

タヌキに似ていますがタヌキよりも大型で強く、いったん侵入すると爆発的に増えて多大な農業被害を起こす可能性があります。

※現在、県では調査や聞き取りを進めています。もし目撃情報や痕跡、被害などの情報がありましたら、西部振興局農山村振興部までお知らせ下さい。

額の真ん中に黒い線



しっぽに黒い輪っか模



アライグマの足跡 指が長く5本指



タヌキの足跡 犬と同じ丸い4本指